

弁護士採用募集要項



LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

弁護士法人リーガルプラス 概要 (2023年10月時点)



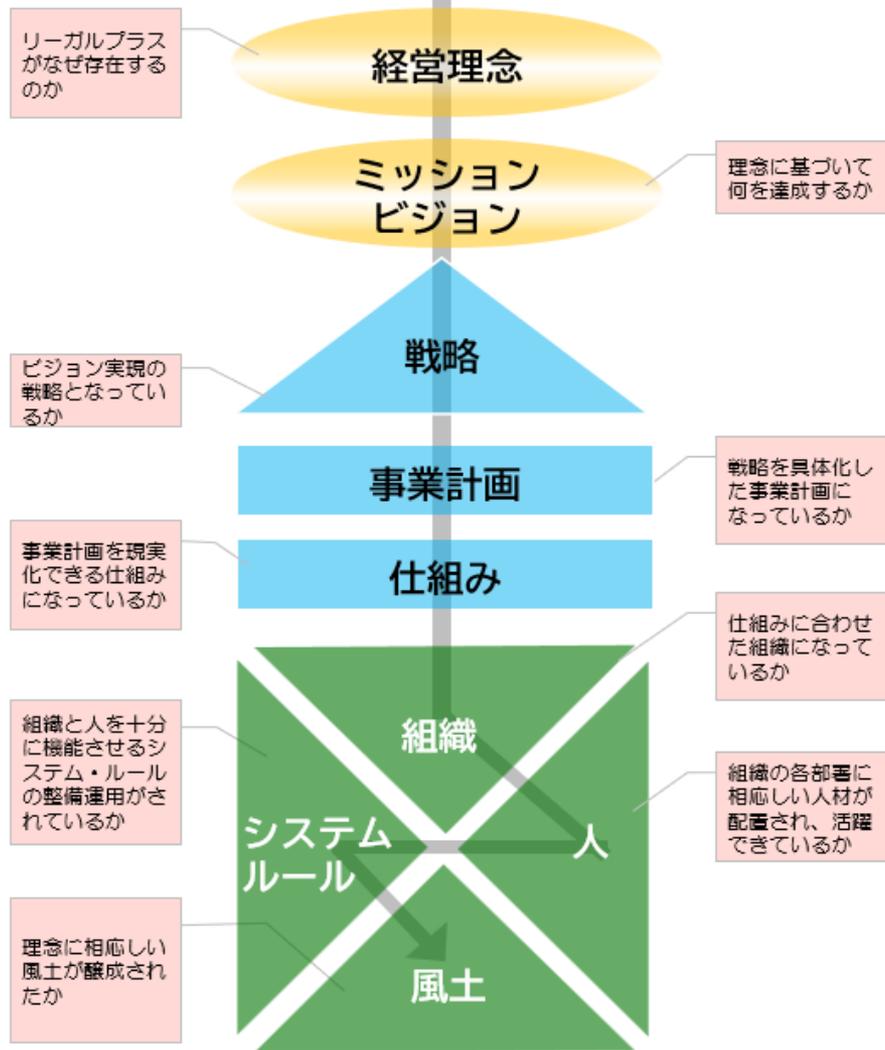
| | |
|------------------|--|
| 名称 | 弁護士法人リーガルプラス |
| 設立 | 2008年7月1日 |
| 代表弁護士 | 谷 靖介 (東京弁護士会所属) |
| 事務所所在地 (9拠点) | <p>東京法律事務所 : 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号</p> <p>上野法律事務所 : 東京都台東区東上野2-10-10 協和ビル3階</p> <p>柏法律事務所 : 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階</p> <p>市川法律事務所 : 千葉県市川市八幡2-16-1はぐちビル4階</p> <p>船橋法律事務所 : 千葉県船橋市本町3-36-28ホームスト船橋ビル5階A</p> <p>津田沼法律事務所 : 千葉県船橋市前原西2-14-2津田沼駅前安田ビル1002</p> <p>千葉法律事務所 : 千葉県千葉市中央区富士見1-15-8 R C 千葉ビル9階</p> <p>成田法律事務所 : 千葉県成田市花崎町800-6丸喜ビル5階</p> <p>かしま法律事務所 : 茨城県鹿嶋市宮中字東山321-1</p> <p>* 都心及び都心近郊地の地域展開を予定しています。</p> |
| メンバー構成 (2023年9月) | 弁護士19名、スタッフ22名、予約部署8名、本部2名 |
| 主要業務 | 交通事故、労働災害、相続、離婚不貞、労働事件、債務整理、企業法務・顧問弁護士、裁判所案件 |

弁護士法人リーガルプラス 沿革（2023年8月時点）

| | |
|----------|--|
| 2005年11月 | 茨城県鹿嶋市に、法人の前身「鹿嶋ひまわり基金法律事務所」（公設事務所）開設。 |
| 2008年 7月 | 上記事務所を「弁護士法人かしま法律事務所」に組織変更。 |
| 2009年 7月 | 法人名を「弁護士法人リーガルプラス」に改称。 |
| 2010年 1月 | 千葉県成田市に「成田法律事務所」開設。 |
| 2014年 1月 | 千葉県船橋市に「津田沼法律事務所」開設。 |
| 2015年 5月 | 千葉縣市川市に「市川法律事務所」開設。 |
| 2016年12月 | 千葉県千葉市に「千葉法律事務所」開設。 |
| 2017年 7月 | 東京都中央区に「東京法律事務所」開設。法人本部立上げ。 |
| 2020年 3月 | 千葉県船橋市に「船橋法律事務所」開設。 |
| 2022年 5月 | 千葉県柏市に「柏法律事務所」開設。 |
| 2023年 9月 | 東京都台東区に「上野法律事務所」開設。同所内に事務処理集中部署を設置。 |

経営構造

社会のニーズ(市場/クライアント)



リーガルプラスは、社会のニーズ（市場/クライアント）の存在を大前提とし、経営理念をふまえたミッション・ビジョンの設定、事業計画の立案と実行、仕組み、組織構築、人の配置・活躍、システム・ルールの整備、風土の醸成といった経営構造となっています。

《3つのプラスの実現》

1. クライアントへのプラス
2. メンバーへのプラス
3. 地域社会へのプラス

クライアント・メンバー・地域社会にとってプラスの価値を提供します。

クライアントには、適正な権利保障や経済的補償、紛争状態の解決、紛争状態の予防、精神的負担や事務負担の軽減などのプラスの価値を提供します。
メンバーには、仕事のやりがい、生きがい、職業人生を全うできる場づくり、成長、適正な処遇といったプラスの価値を提供します。

地域社会に根差した法律サービスを通じて、地域の人々／地元企業の維持発展にプラスの価値を提供します。

ミッション

多くの個人と中小企業に 良質な法律サービスを提供する

弁護士法第1条第1項には「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と定められています。

弁護士の業務は、個人や企業の権利保障や紛争解決、企業の紛争予防などを通じた社会正義の実現を目的としています。

リーガルプラスは地域展開型法律事務所グループとして、クライアントである個人と中小企業に向けた法律サービスを提供します。

弁護士法の原点を重視し、より多くのクライアントに良質な法律サービスを提供することをミッションとします。

日本を代表する法律事務所グループ

リーガルプラスでは、所属メンバーである弁護士やスタッフが、高水準のパフォーマンスを発揮し、クライアントにまつわる法的紛争の予防／解決に取り組めます。

多くの弁護士やスタッフが結集することで、業務水準の向上、事件経験の共有を進め、一人の弁護士／一つの法律事務所ではできないことができるようになります。多数の専門分野も取り扱えるようになります。

組織拡大に伴い、業務の相互補完や相互研鑽／制度を構築します。

日本を代表する法律事務所グループとなり、法律サービスを通じた社会の安定や生活の向上に貢献します。

キャッチ

「安心の法律サポートで、あなたを守る」

「安心の」とは、不安を感じさせない良質なサービスを提供していることです。

「法律サポート」とは、裁判所での手続きに加えて、調査・書類作成・交渉・アドバイスなどの総合的な法律サービスによるクライアントへのサポート全般を指します。

「あなた」とはリーガルプラスに業務を委任したクライアント（依頼者（社）、顧問企業）を指します。

「守る」とは、法律サポートを通じた紛争解決／紛争予防を指します。

長期事業構想

1. クライアント

- ▶ 多くのクライアントがリーガルプラスのサービスを利用できる。
- ▶ 多くの人に頼りにされており、リーガルプラスに良い弁護士がいると知られている。
- ▶ 良い仕事をし、仕事の質が高いと評価を受け、クライアントの満足度が高い。

2. メンバー

- ▶ 優秀な弁護士やスタッフが多数所属し、良い仕事をしている。
- ▶ 弁護士業界内で評価の高い弁護士が多数所属している。
- ▶ 能力、適性、貢献度に応じた適正な処遇が行われている。
- ▶ 福利厚生制度が充実している。

3. 地域貢献

- ▶ 地域になくてはならない存在になる。
- ▶ 地域の土業や関連企業にとって、頼りになる存在になる。
- ▶ サービスを通じて地域社会に貢献する。

リーガルプラスの基本方針

1. クライアントが「リーガルプラスの弁護士に依頼して良かった」、
「リーガルプラスの事務所があって良かった」と思える仕事をする。
2. クライアントへの価値提供を重視する。
3. クライアントを大切にする。
4. 社会ニーズから新たな法律関連サービスを開発し、サービスの改善に努める。
5. レベルの高い仕事をする。
6. 人材を育てる。
7. メンバーの人生を応援する。
8. 事務所展開や新分野へ取り組む。
9. 毎年成長する。

メンバーの活動指針

1. プロフェッショナリズム

成果や結果の獲得を重視します。正確な業務を心がけます。
時間は財産であることを常に意識し、スピードを重視します。
自分の頭で考え抜き、ベストな結果を追求します。

2. クライアント重視

紛争状態におかれた方の気持ちに寄り添って活動します。
言葉づかい、身だしなみ、動作、姿勢、表情に注意し、クライアントには丁寧な接遇を心がけます。
クライアントに適時適切な報告連絡相談を行います。

3. スピリット

利他の心をもって業務に取り組みます。
利益偏重に陥らず、倫理に悖るご依頼は引き受けません。

4. 自己研鑽

法令やその改正、実務知識や実務運用に精通し、日々研鑽します。
法律知識に限らず、人間心理、経済・ビジネス、文化など広く社会事象への興味や関心を持ち、見識を深めます。

5. 相互研鑽

知識やノウハウを開示し、リーガルプラス全体の業務レベルの向上に貢献します。
自らの経験・知見・人脈を他のメンバーと共有します。

6. 協調

礼儀やマナーに配慮し、お互いに思いやりをもって接します。お互いがスムーズに業務ができるよう、協力します。

7. チャレンジ

チャレンジ精神を尊重し、評論より実践を重視します。未経験の業務にも積極的に取り組みます。

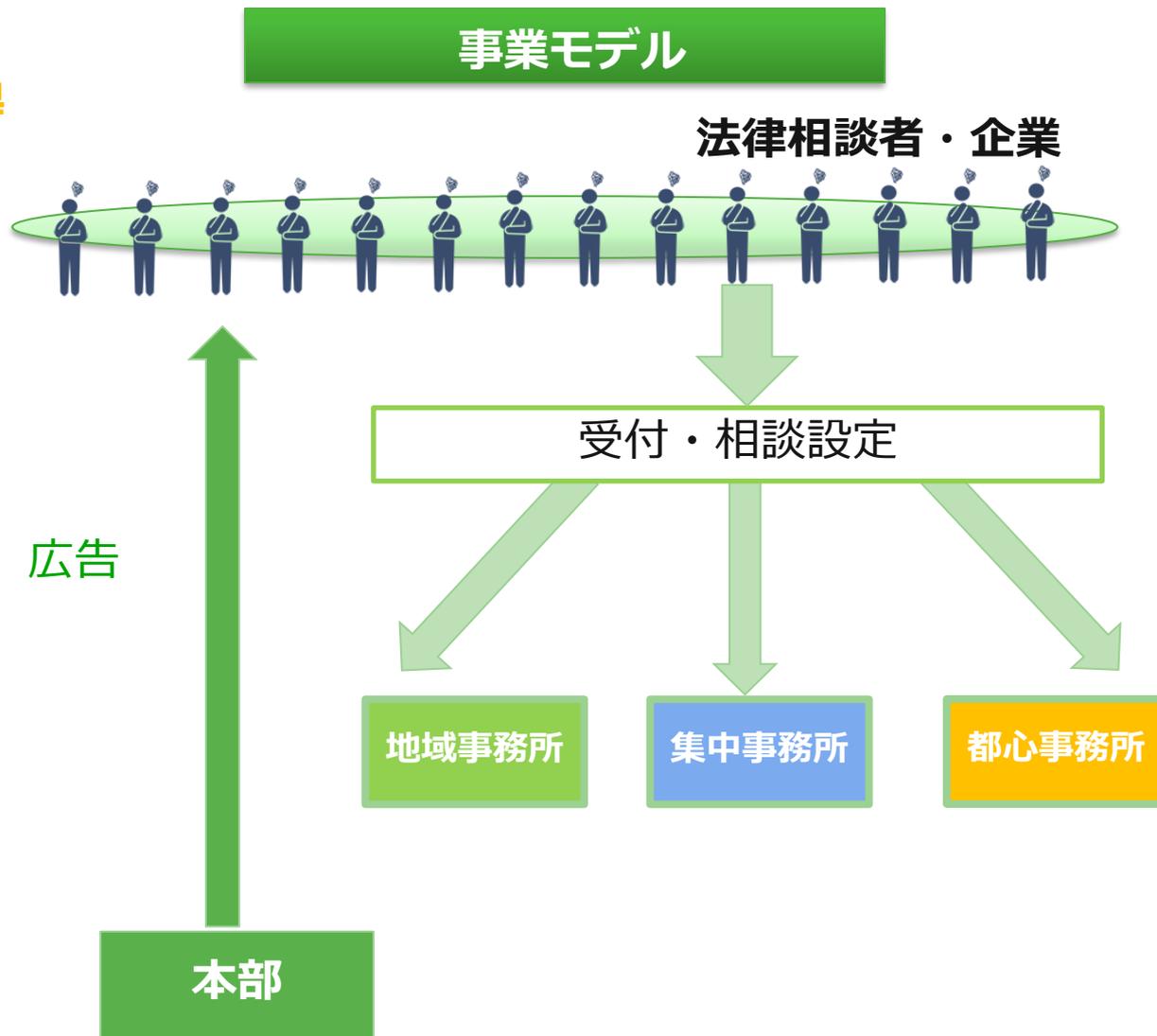
広告による顧客獲得

本部（東京）

- 広告
- 新分野開発
- 活動支援

事務所

- 事件業務



主要業務

- 1 交通事故（被害者側）
- 2 相続（遺産分割・遺留分・遺言）
- 3 離婚・不貞
- 4 破産・個人再生
- 5 労働事件（残業代・労災・解雇）
- 6 企業法務・顧問契約
- 7 民事・裁判所事件等

- 主要クライアントは、個人の相談者と中小企業です。
- 社会の有効需要と社会的意義の観点から、幅広い業務を行っています。
- 所属先による業務内容に違いがあります。

部署ごとの業務

弁護士の所属先により担当業務の違いがあります。

1. 地域事務所(千葉各地、茨城鹿嶋)

地域クライアントの法律相談・事件業務に対応します。

交通事故、離婚、相続、労働、民事全般、裁判所事件などが中心です。

2. 集中事務所(上野)

電話やオンラインによる法律相談・事件業務に対応します。

交通事故、残業代、一部の民事案件が中心です。

また、地域事務所や都心事務所の事務処理の一部を担います。

3. 都心事務所(東京)

都心での来所法律相談、事件業務に対応します。

相続や企業法務などが中心です。

事件業務

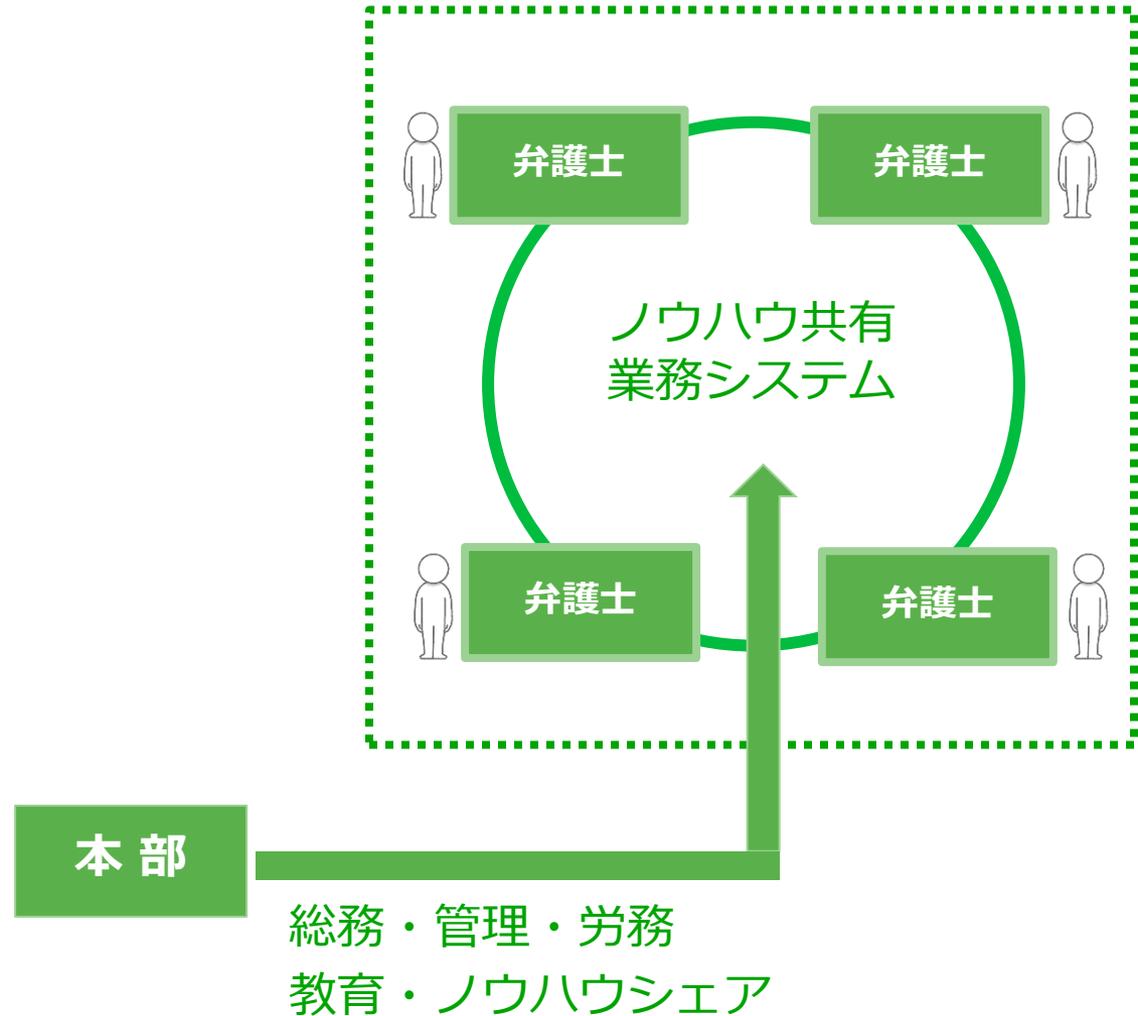
本部（東京）

- 総務・管理
- 教育・ノウハウシェア
- 採用・労務

事務所

- 事件業務

事業モデル



地域事務所では、人脈開拓の一環として講演や研修講師なども担当しています。



地域の商工団体などでも講演を行っています。

2022
10/26 水

場所 / TKPガーデンシティ千葉4階【コンチェルト】

第1テーマ 9:30-11:30
多様な働き方(女性・高齢者雇用等)を巡る
近時の法改正と法的留意点
弁護士法人リーガルプラス東京法律事務所 小林 貴行 弁護士

第2テーマ 12:45-14:45
企業が知っておくべき、
労務トラブル発生時の基礎知識
けやき総合法律事務所 徳吉 完 弁護士
柿田 徳宏 弁護士
鳩貝 滋 弁護士

第3テーマ 15:00-17:00
解雇・雇止めを巡る実務対応と法的留意点
弁護士法人リバーシティ法律事務所 和田はる子 弁護士
荒川 俊也 弁護士
川名 秀太 弁護士

千葉経協
労働法
フォーラム

働き方改革推進に係る連携協定事業

参加費
無料



記事提供



地域の団体などでは記事提供も行っています。

特集

高年齢者の財産被害に関する民事及び刑事責任、被害発生予防方法

弁護士法人リーガルプラス
東京法律事務所
代表弁護士 谷 靖 介



「はじめに」
高齢者の財産被害が頻発しています。電話詐欺などの特殊詐欺グループに限らず、同一家族が高齢者の預金を無断で引き出したり、預かっていた現金を首根するところがあります。介護施設が犯人となるケースも増えています。

利用者の財産管理問題は、ケアマネジャーの本業務とは言い難い反面、無視をできない問題ではないです。高齢者の財産被害に關する犯罪の民事責任及び刑事責任、被害発生予防方法について、以下、紹介いたします。

二 犯人の刑事責任

刑法には窃盗罪（他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。〔刑法235条〕）や横領罪（自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。〔刑法235条〕）が定められています。この特例には親族相違罪（この特例は、被害者と加害者の間に一定の親族関係がある場合、財産

問題にあつては警察司法介入しない背景から定められました。しかしながら、時に、高齢者の財産被害金額が数十万円に及ぶ悪質なケースも増えてはいます。罰金や1年未満の懲役では、犯人である親族の関与を先取りすることが適切な対応ではないかもしれません。この特例には金額の制限がありません。親族相違罪の適用がある事案では警察は捜査に消極的です。

高齢者への虐待には経済的虐待も含まれますが、高齢者虐待防止法（高齢者虐待防止法）は、親族相違罪を除外するような規定はないため、民法を根拠に親族が慰養を受ける可能性は低くありません。

三 犯人の民事責任

民法上、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償義務又は不当利得（民法703条）に基づく返還義務を負います。犯人が介護事業者の職員であれば、雇用主である介護事業者が返還義務を負います（民法718条）。

被害者に判断能力がある場合、自身も犯人に対し返還請求を行うことも大いに有効な手段を講ずることができ、法的な手段を講ずられるかという問題を知りたがる場合、被害者が認知状態の場合、成年後

労務法制委員会 Q & A

弁護士法人リーガルプラス 成田法律事務所
弁護士 宮 崎 寛 之 氏



平成30年7月9日、第2回労務法制委員会において、「問題社員への対応と法的留意点」と題し、ローパフォーマーや、指示に従わない社員への対応等についてお話しさせていただきました。内容について、簡単にご紹介いたします。

Q3 解雇できないとしても、何か対応方法は無いでしょうか。
A3 査定で差をつけるべきと考えます。査定を全社員横並びでつける必要はありません。それでは査定の意味がありません。基本的に査定は会社の人事権の範囲内ですから、裁量の範囲も広く認められ、争われる法的リスクも低いため、手段として最も合理的なものといえます。きちんと査定することは難しいのですが、方法として検討していただきたいと思ます。

Q4 社員が、電車内で痴漢をしたとして逮捕されました。懲戒解雇して良いでしょうか。
A4 まず、逮捕されただけでは有罪と決まったわけではありませんので、その点にご注意いただくとして、あくまでも私生活上の行為であることから、会社の秩序維持を目的とする懲戒処分の対象外です（原則）。

例外的に、会社の評価が下がる、企業の円滑な運営に支障をきたすなどの事情がある場合に懲戒処分の対象となります。

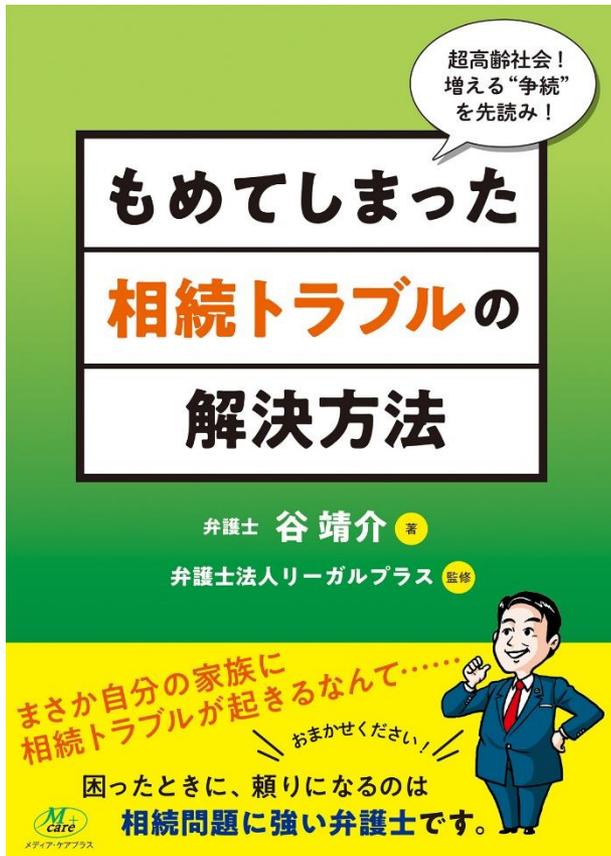
裁判例を見ても、職権によっては懲戒解雇も有効とされているケースがありますが、それでも退職金の一部は支払うように、との判断がなされています。

Q5 社内のパソコンから、ある社員を誹謗中傷するメールが一斉に送られてきました。内容を読んでみると、ある社員しか知らない情報が書かれており、その社員が犯人であると思われるのですが、確認のため、当該社員のメールアドレス・ファイルの確認をすることは許されるのでしょうか。
A4 メールの確認は、プライバシーを一定程度侵害するものですが、社内ネットワークシステムを用いてメールを私的に利用する場合、プライバシー保護の範囲は個人の携帯電話を用いたメールなどと比べて相当程度低減されます。本件では必要性もあると思われるので、確認することは許されるでしょう。

書籍出版



弁護士の知見をまとめた書籍の出版も行っています。

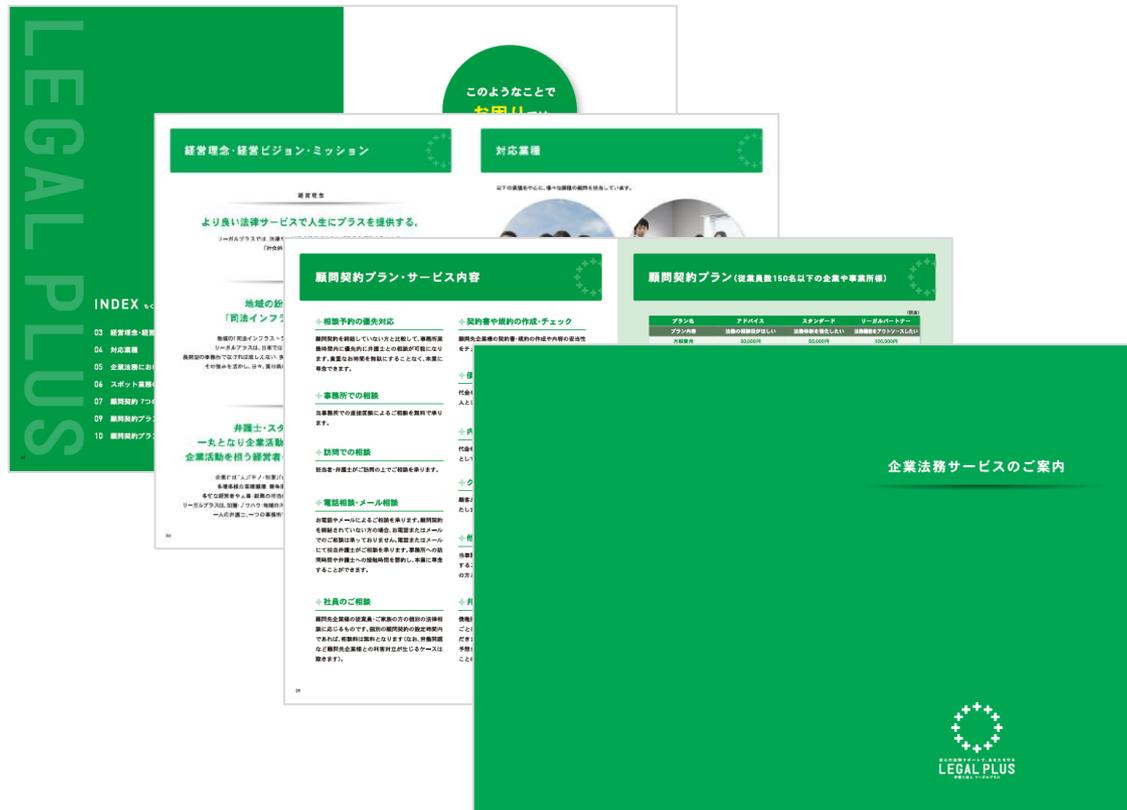


「もめてしまった相続トラブルの解決方法」(著: 弁護士 谷靖介 / 監修: 弁護士法人リーガルプラス)

情報発信ツール



地域企業の方に向けて、情報発信のツールなども。



LEGAL PLUS

INDEX

- 03 経営理念・ビジョン
- 04 対応業種
- 05 企業法務におい
- 06 スポット業務
- 07 顧問契約 7ツ
- 09 顧問契約プラ
- 10 顧問契約プラ

このようにして
お困り...
このようなことで
お困り...

経営理念・経営ビジョン・ミッション

対応業種

以下の業種を中心に、様々な種類の顧問を提供しています。

より良い法律サービスで人生にプラスを提供する。

リーガルプラスでは、企業や
個人向けに

地域のお困りごと
「司法インフラ」
リーガルプラスは、日本では
裁判官の数が不足しているなど、
様々なお困りごと、お悩みを
お受けしています。

**非法律士・スワ
ーラーとなり企業活動
企業活動を担う経営者**

企業で働く非法律士・スワ
ーラーは、企業活動の
様々な場面や人、業種や業種
リーガルプラスは、法律・ノウハウ、知識が
ある非法律士・スワ
ーラーの活躍の場を提供しています。

顧問契約プラン・サービス内容

◆相談予約の優先対応
顧問契約を締結していない企業に対して、業務内容
顧問契約に優先的に弁護士との相談が可能になり
ます。また、企業活動を支援しやすくなることにより、高度に
対応できます。

◆契約書や規約の作成・チェック
顧問企業との契約書、規約の作成や内容のチェック
ができます。

◆業務所での相談
企業事務所での業務内容によるご相談を無料で行
います。

◆訪問での相談
相談者・弁護士がご訪問の上で相談を行います。

◆電話相談・メール相談
お電話やメールによるご相談も承ります。顧問契約
を締結していない企業の場合、お電話またはメール
でのご相談は行っていません。電話またはメール
にてご依頼の場合はご返信も承ります。業務所へは後
援契約や研修への参加料も要領し、実際に来室
することができます。

◆社員の相談
顧問企業業務の就業、ご就業の方の目的の法律研
究も承ります。また、顧問契約締結後の企業内
であれば、就業規則の相談も承ります。就業規則
など顧問企業業務との研修対応はご依頼も承ります。

◆自
己
的
な
法
律
的
な
事
務
に
関
する
お
問
い
合
い

顧問契約プラン (従業員数150名以下の企業や専業所)

| プラン | アドバンス | スタンダード | リーガルパートナー |
|------|----------|----------|-----------|
| 月額料 | 150,000円 | 100,000円 | 50,000円 |
| 追加料金 | なし | なし | なし |
| 対応業種 | 全業種 | 全業種 | 全業種 |
| 対応地域 | 全国 | 全国 | 全国 |
| 対応時間 | 24時間 | 24時間 | 24時間 |
| 対応人数 | 10名 | 5名 | 2名 |

企業法務サービスのご案内

LEGAL PLUS

基本業務

1. 法律相談・打合せ

- ▶ 広告や紹介をきっかけに法律相談を受け付けます。
- ▶ 法律相談後に、依頼を受けます。
- ▶ 依頼契約後、必要に応じて打合せを行います。

2. 資料分析・書面作成

- ▶ 業務時間でも多くを占めます。
- ▶ 簡易なものから複雑なものまで、様々な資料の分析や書面の作成があります。

3. 交渉

- ▶ 相手本人、相手弁護士、保険会社などと交渉を行います。
- ▶ 交渉がまとまれば、合意書、協議書などを取り交わします。

4. 裁判所

- ▶ 交渉が進まない場合など、調停・訴訟など裁判所手続きに移ることも多いです。
- ▶ 交通事故などは、交通事故紛争処理センターなどADR機関も活用します。
- ▶ 訴訟や調停では、手続き代理人になります。

スケジュール例

所内業務日(地域・集中・都心事務所共通)

| | |
|-----------------|---------------------|
| 9:30 | 出勤 |
| 10:30~ 11:30 | メールチェックや電話など |
| 12:00~ 13:00 | 法律相談・打合せ |
| 13:00~ 14:00 | 昼休憩 |
| 14:00~ 16:00 | 連絡文等の簡単な書類作成、電話対応など |
| 16:00~ 18:00 | 法律相談・打合せ |
| 18:00~ 20:00 | 起案・調査・依頼者への電話メールなど |

裁判所業務日(尋問実施)

| | |
|-----------------|--------------------|
| 9:00 | 出勤 |
| 9:30~ 10:30 | 午後の尋問に向けた打合せ |
| 12:00~ 13:00 | 昼休憩 |
| 13:00~ 14:00 | 裁判所へ移動 |
| 14:00~ 17:00 | 法廷で証人尋問手続き(3名) |
| 17:00~ 18:00 | 裁判所から事務所へ移動 |
| 18:00~ 19:00 | 依頼者への電話メール、資料まとめなど |

19時~20時くらいで仕事を切り上げる弁護士が多いですが、忙しいときは遅くまで残ることもあります。朝型か夜型かなどで業務時間は変わります。

実際の業務

● 忙しさ

個人差があります。事件数が多い場合や期限が近い複雑な書面作成が多いと忙しくなりがちです。入所して1年程度は、忙しい日は多くありません。

● 担当する分野

入所後は難易度が高くない事件を中心に担当してもらいます。
先輩弁護士との共同担当事件も増やし、担当分野を増やしていきます。

● 法律相談スキル/裁判所業務

日々の業務や先輩弁護士との同席、模擬法律相談の研修、社内勉強会などで学ぶこととなります。訴訟や調停業務は先輩弁護士との同行などで覚えていきます。

● 書式やテンプレート

社内のデータベースから取得可能です。社内チャットでも質問可能です。

● 国選事件

国選弁護人名簿へ登録した場合に配点されます（個人事件）。

賃金・評価

弁護士の賃金や評価は「業務ポイント」という事件業績/法人への貢献度を基準とした評価ルールで決定されます。

1 月給

基本給(等級別に一定)、等級手当(同左)、実績手当(毎年変動)の3要素です。
等級手当、実績手当：賃金規則において時間外賃金充当と明示しています。

2 賞与

入社後6か月内の賞与は不支給で、2回目から通常支給されます。
賞与額は個人差がかなりあります。
等級別「上限売上」超過時に支給される業績賞与があります。

3 個人事件

インセンティブ(弁護士報酬の約50%)が給与に上乗せされます。
例.50万円の弁護士報酬 → 給与に25万円を上乗せ支給
雇用契約ですが業務時間中の個人事件には原則制限はありません。
個人事件の所得上昇額はほぼ無し～数百万円までと、個人差があります。

賃金・評価

賃金イメージ(弁護士会費法人負担、事件対応中心)

G2・P2以上の等級も設定されています。

経験5年～A4以上～がスタンダードライン(個人差あり)

| 等級 | 基準P | (年) 基準売上 | 想定 | ↓等級と連動/固定 | | ↓毎年変動 | | ↓個人事件インセンティブ 業績賞与は別 | | | |
|-------|-------|---------------|-------------------|-----------------|-------------|-------------|--------------|------------------------|-------------|------------|---------------------|
| | | | | (月)基本給 +残業手当 | 基本給 年換算A | (月) 等級手当 | 等級手当 年換算B | (月) 業績給(例) | 業績給 年換算B | 想定 年賞与C | 想定合計賃金 額面(A+B+C) |
| G1・P1 | 3,000 | ～ ¥30,000,000 | 経験5年～ 30歳～ | ¥500,000 | ¥6,000,000 | ¥80,000 | ¥960,000 | ¥90,000 | ¥1,080,000 | ¥1,200,000 | ¥9,240,000 |
| A4 | 2,000 | ～ ¥24,000,000 | 経験3年～ 30歳～ | ¥480,000 | ¥5,760,000 | ¥60,000 | ¥720,000 | ¥50,000 | ¥600,000 | ¥800,000 | ¥7,880,000 |
| A3 | 1,500 | ～ ¥20,000,000 | 経験3年～ 28歳～ | ¥460,000 | ¥5,520,000 | ¥30,000 | ¥360,000 | ¥30,000 | ¥360,000 | ¥600,000 | ¥6,840,000 |
| A2 | 1,000 | ～ ¥15,000,000 | 経験2年～ 28歳～ | ¥440,000 | ¥5,280,000 | ¥20,000 | ¥240,000 | ¥20,000 | ¥240,000 | ¥400,000 | ¥6,160,000 |
| A1 | 0 | ～ ¥10,000,000 | 経験0～2年 25歳～33歳 | ¥425,000 | ¥5,100,000 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥200,000 | ¥5,300,000 |

↑変動↓

業務ポイントについて

- ・事件 相談、受任、終了、売上でポイント付与(分野により変わる)
 (例) 交通事故 相談4 受任8 終了8 売上100(万)×0.4=40 → 60ポイント
- ・顧問 顧問契約数及び顧問料ベース
- ・事件外 社内研修講師の担当、教育、事務所異動など

教育体制・フォロー体制



リーガルプラスでは、ご依頼に質の高いサービスを提供できるよう、弁護士の教育体制を整え、フォロー制度構築に力を入れています。

先輩弁護士のサポート

入所後先輩弁護士のサポートを受けながら、通知書、訴状、申立書を作成して案件に関わり、知識と経験を深めていきます。弁護士のスキルは書籍から学ぶ知識だけではなく、実際に自分の名前で事件を受任し、法廷業務や依頼者との打合せ、弁護士同士での情報交換や議論を通じて成長していくものです。

リーガルプラスは多数の弁護士が所属しています。経験や業務ノウハウを結集して事件を進められる環境があります。また、新人向けサポート（教育担当弁護士の配置）、社内システムでの情報交流などにより、いつでも代表弁護士や先輩弁護士に相談することができます。多様な案件をこなしていくことで、弁護士としての成長を感じていただくことが可能です。

入所後に様々な経験を積める

弁護士になりたての頃は、少しでも多くの事件に触れることが大切です。地域で身近な法律事務所を目指しており、サービス業としての努力を積み重ねており、法律相談者の累計は5000人を超えています。日々、地域の皆様から多数のお問合せを受けております。リーガルプラスでは「仕事がない」「経験が積めない」といった心配はありません。

弁護士として一人前になれる環境

リーガルプラスの弁護士育成方針は、「オールラウンドプレイヤー」の弁護士を育成する、となっています。未経験の分野でも、事務所のデータベースや先輩の力のサポートを得ながら、チャレンジしてもらいます。リーガルプラスで数年働けば、ほとんどの弁護士業務を一人で担当できる程度のスキルが身についているでしょう。

その他研修体制

社会人として必要な「ビジネスマナー研修」、「新人向け業界情報セミナー」への参加、交通事故の医療情報勉強会、家事分野のノウハウ研鑽など、様々な社内外セミナーへ参加してもらう研修体制を整えています。

教育体制・フォロー体制



具体的教育フォロー体制

法律相談

- 入所して数か月は、先輩弁護士の法律相談に同席してもらいます。
- 法律相談については社内研修があります。
- 簡易な事案を中心に、担当してもらいます。

起案

難易度が低い事件については、積極的に起案を担当頂いています。起案にあたっては、参考書式や訴状・準備書面例などは所内のデータベースを活用できます。

法廷活動

先輩弁護士のサポートを得ながら、難易度が低い事件については、法廷活動も担当してもらいます。難易度が高い案件については、共同受任体制を整えています。

勉強会

月1度の弁護士合同勉強会があります。また、事件分野別の勉強会や若手勉強会などが随時実施されています。

プロジェクトチーム

勉強会、新分野、法制度研究など事務所横断のプロジェクトチームが複数あります。

セミナーや研修会参加

新人弁護士向けの外部セミナーや研修会などの参加があります。



弁護士勉強会の様子

教育体制・フォロー体制



業務支援ツール

- ❖ スケジュール管理
 サイボウズ：全地域事務所の弁護士スケジュール管理
 モバイルからもアクセス可能
- ❖ チャットワーク
- ❖ 事件ソフト
 kintone：全地域事務所の業務管理
- ❖ 判例・雑誌検索システム
 - 判例秘書
 - T K Cローライブラリー
- ❖ 判例雑誌も複数購読
 - 判例時報
 - 自動車保険ジャーナル（交通事故判例雑誌）
 - 家庭の法と裁判（家事事件判例雑誌）
 - 労働判例
 - ジュリスト
- ❖ 外部セミナーへの事務所費用負担
- ❖ 書籍購入制度
 - 電子書籍サービス「リーガルライブラリー」利用も可



事務所運営事項の打合せの様子

その他、業務支援に役に立つ制度や運用があれば今後も拡充予定

懇親会



リーガルプラスでは、普段は複数事務所でそれぞれ業務を担当しているため、定期的に社内で懇親企画を実施しています。弁護士やスタッフの人間関係が良好な事務所です。



2017年懇親会

2018年山梨バスツアー

2023年新年会

弁護士会活動



弁護士会の委員会に参加が可能で、どの委員会に参加するかは本人の判断になります。

【弁護士が参加中の委員会例】

- ❖ 消費者問題委員会
- ❖ 労働問題対策委員会
- ❖ 子どもの権利委員会
- ❖ 業務改革委員会
- ❖ 法律相談センター
- ❖ 高齢者・障がい者支援センター

処遇方針

1. 適正な処遇を図ります。

能力・業績・適性・貢献度に応じた役割やキャリアを整備し、給与・賞与に反映させます。

2. 安定した賃金水準を採用します。

メンバーがしっかりと将来設計を行えるよう、安定した賃金水準を採用した賃金制度を構築します。

3. 長く安心して働ける環境を整備します。

能力があり堅実で真面目な仕事をする人が、長く安心して働ける環境を整備します。

4. 福利厚生制度を充実させます。

休暇制度、家賃補助、退職金などの福利厚生制度を充実させます。

5. 人生を応援します。

妊娠・出産・育児・病気・親族の介護などの人生の様々な場面に応じた制度を整え、仕事と私生活を両立できる制度を整えます。

求める人物像

学習意欲が旺盛な方

様々な分野の法令・判例・実務ノウハウへの習熟などが必要です。
学習意欲が旺盛でないと弁護士としては成長できません。

弁護士業を法律サービス業と考えている方

弁護士大競争時代を迎え、サービスレベルの低い弁護士は淘汰されます。弁護士は資格であり、決して身分ではありません。ご依頼者へのマナー、ホスピタリティサービス、親切丁寧な対応、クイックレスポンスといったサービス業の要素が重要となります。

弁護士業をサービス業と捉えることができる方と共に働きたいと思えます。

協調性がある方

弁護士業務は、弁護士間やスタッフとの協力なくしては成り立ちません。

役割分担をふまえながら良好なコミュニケーションを図り、共に事件解決や業務改善に取り組める方が望ましいといえます。